

「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」の概要

安全で安心して暮らせる『かがわ』の実現を目指して、「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」が平成17年10月11日に公布され、同日施行されました。

県民のみなさん一人ひとりが防犯意識を高め、地域の中での連携を深めて、県民や事業者のみなさん、行政が一体となって安全・安心まちづくりに取り組んでいきましょう！



【条例制定の背景・趣旨】

安全で安心して暮らせる社会は、私たち共通の願いであり、社会経済活動の基盤であり、ゆとりとうるおいに満ちた暮らしの実現に向けての前提です。



しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域社会における連帯意識が希薄化する中、街頭犯罪などの県民のみなさんが日常生活を営む場における犯罪が多発しています。



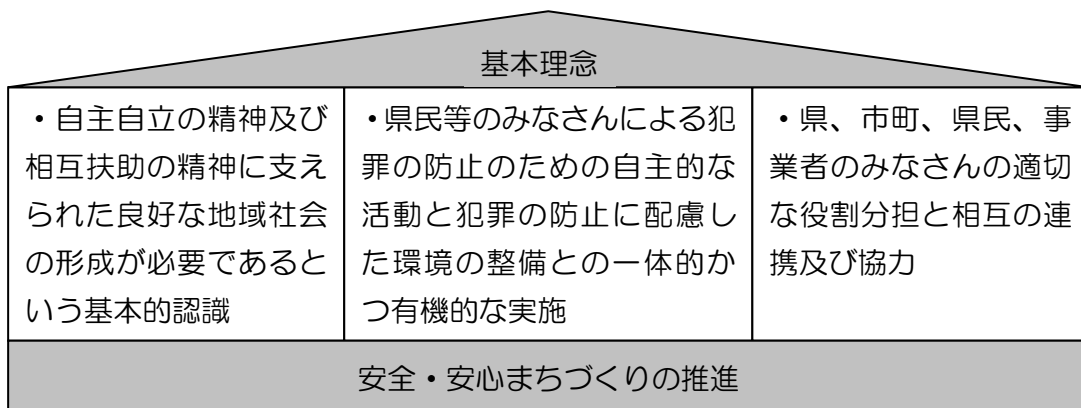
こうした厳しい犯罪情勢の下、犯罪のない安全で安心な生活を確保するためには、これまでの警察活動に加え、県や市町、県民、事業者のみなさんが一体となって安全・安心まちづくりを推進することが必要であることから、この条例を制定するものです。

【安全・安心まちづくりとは】

県民や事業者のみなさんなどによる犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した学校、道路、公園、駐車場、住宅などの環境の整備など、安全で安心なまちづくりに向けた取組みをいいます。

【条例の概要】

○ 基本理念



○ 県や県民、事業者のみなさんの責務（役割）



- ・ 県は、総合的な施策を策定し、実施します。
- ・ 県民のみなさんは、日常生活における安全の確保や、安全・安心まちづくりへの積極的な取組みに努めましょう。
- ・ 事業者のみなさんは、事業活動等の安全の確保や、安全・安心まちづくりへの積極的な取組みに努めましょう。

○ 取組みを推進するための体制を整備します。

○ 互いが支え合う地域社会づくりを推進します。

- ・ 県民のみなさんは、良好な地域社会の形成に努め、子どもたちや高齢者が犯罪による被害を受けないよう配慮に努めましょう。
- ・ 県は、安全・安心まちづくりについて、広報・啓発活動を行います。
- ・ 県は、地域で自主的な活動を行う県民のみなさんや、安全・



安心まちづくりの取組みを行う市町に対して、情報の提供その他の支援を行います。



- ・ 県は、香川県を訪れる観光旅行者等の安全の確保に努めます。
- ・ 県は、犯罪被害者等に対する支援を行います。

○ 安全・安心を支える地域環境づくりを推進します。



- ・ 県は、子どもたちが犯罪の被害を受けないよう教育の充実に努めます。
- ・ 学校等の設置・管理者のみなさんは、学校等における子どもたちの安全の確保に努めましょう。
- ・ 通学路等における子どもたちの安全は、地域全体が連携してその確保に努めましょう。

- ・ 県は、道路、公園、駐車場、駐輪場及び住宅の防犯性の向上に努めます。また、それら施設の設置・管理者のみなさんや、金融機関等の店舗、自動車等の販売、自動販売機の販売・設置・管理に係る事業者のみなさんは、それら施設等の防犯性の向上に努めましょう。



～ まずは、あなた自身から始めませんか。

あなたからお隣に、お隣から地域に、地域から香川県全域に、安全・安心まちづくりの取組みを広げていきましょう！ ～